

告示

埼玉県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
館浦整形外科医院	春日部市永沼二二二九一	令和四年三月一日
医療法人 中島ヒフ科クリニック	上尾市宮本町三二二〇九A―GE O・モール二F	令和三年七月三十一日
小手指医院	所沢市北野新町一―九一七	令和四年一月四日
一本松診療所	鶴ヶ島市下新田一七―四	令和四年二月二十八日
上藤沢歯科	入間市上藤沢四二四―三	令和三年十二月三十一日
ソレイユ薬局	F 志木市本町六―二三―一三SABビル	令和四年二月二十八日
狭山ヶ丘薬局	所沢市若狭四―二四七五―一〇	令和四年三月一日
原田薬局	熊谷市弥生一―六三―六廣瀬ビル一F	令和四年二月十六日

店 たちばな薬局 幸手	にこにこ薬局	ぼかぼか薬局	ころころ薬局	アステル薬局 生店 大麻
幸手市幸手一八〇一	大里郡寄居町用土五四〇二一七	本庄市一二一六一三	本庄市緑二一二一五	熊谷市川原明戸八五九一七
八日 令和四年二月二十	八日 令和四年二月二十	八日 令和四年二月二十	八日 令和四年二月二十	八日 令和四年二月二十